

口座振替申し込みのご案内

普通徴収対象の方には、便利な口座振替制度をご利用いただくため、申込書類をお知らせに同封いたしましたので、10月20日までに、お取引先の金融機関の窓口へ直接お申し込み下さい。これまで、市税などの納入でご利用いただいている方も、お手数ですが、あらためて手続きが必要となります。

※介護保険料は、無理なくご負担いただくため、住民税の課税状況などに応じて、5段階に区分されています。また、災害や扶養者の失業などで保険料を納めることが難しい場合は、徴収猶予や減免が受けられる場合もありますのでご相談下さい。

問合先 いきいきプラザ都留内 健康推進課
介護保険担当 ☎(46)5113

※保険料が滞納になると以下の措置が講じられますのでご注意ください。

- 保険料を1年以上滞納している場合、一旦、利用した介護サービスの費用の1割ではなく全額を払っていただいた上で、市の窓口で事後的に費用の9割の払い戻しを受けることとなります。
- 保険料を1年6ヵ月以上滞納している場合、上記の措置により事後的に払い戻される費用を、差し止めることとなります。さらに、滞納している保険料の額と、差し止めた給付の額とを相殺する場合もあります。
- 保険料を2年以上滞納している場合、その滞納している期間の長さに応じて、一定期間、保険給付の割合が9割から7割に引き下げられるほか、高額介護サービス費(利用料負担が一定額を超えた場合の助成金)などの支給が受けられなくなります。

※年度途中で65歳になられた方は、普通徴収となり、翌年度の10月より特別徴収(年金からの天引き)となります。

介護保険 いよいよ介護保険料の 納付が始まります！

既にお知らせいたしましたが、
65歳以上の方のうち

●老齢年金、退職年金受給者で、年金額が年額18万円以上の方【特別徴収対象者】

10月以降の年金支給月に合わせ、支給年金額から天引きされることで納めます。特に手続きは必要ありません。

●年金額が年額18万円未満の方(無年金者、老齢福祉年金、障害年金、遺族年金受給者を含む)【普通徴収対象者】

11月の初旬に、納入通知書を送付しますので、市内金融機関の窓口又は口座振替により納めます。本年度の納期は、11月と来年1月で、納期限はそれぞれの月の末日となっています。

重度心身障害者医療費助成金受給者証交付申請

この制度は、医療にかかった費用のうち本人が負担した分が助成金として支給されるものです。次の方が対象となります。

- 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳を交付された方で、障害程度が1級から3級までの方
- 療育手帳制度要綱に基づく療育手帳を交付された方で、障害程度がAの方
- 精神保健および精神障害者福祉に関する法律に基づく「精神障害者保健福祉手帳」を交付された方で、障害程度が1級または2級の方
- 障害年金、障害基礎年金(1、2級)の受給者または国民年金法に規定する1級または2級の障害状況にあると市長の認定を受けた方(特別児童扶養手当1級2級の受給対象児童を含む)

すでに受給されている方は、10月中旬ごろまでに申請書類を送付しますので、必要事項を記入のうえ10月31日までに提出くださいますようお願いいたします。

該当する方で、「受給者証」の交付を受けていない方はご相談ください。ただし、世帯の所得状況により該当しない場合があります。

問合先 いきいきプラザ都留内 市福祉事務所 社会福祉担当